

＜記載例＞ （記載例の解説及び注意事項等は、5 ページ以下を御覧ください。）

- * この記載例は、遺贈により配偶者居住権を取得した場合において、配偶者居住権の設定の登記の申請を、遺言執行者が権利者から委任を受けて、書面で申請するときのものです。
- * この記載例では、遺言者（死亡した方）を「法務太郎」とし、遺贈により配偶者居住権を取得した配偶者（権利者）を「法務花子」とし、配偶者居住権の負担を負う建物の所有者（義務者）を「法務一郎」としています。
また、遺言執行者「登記五郎」が権利者「法務花子」から登記の申請に関し必要な一切の権限の委任を受けた場面を前提としています。
- * 建物の所有者が遺言者（死亡した方）の登記名義のままとなっている場合は、配偶者居住権の設定の登記を申請する前に、相続等による所有権の移転の登記（この記載例を前提とすると、「法務一郎」に対する所有権の移転の登記）を申請する必要があります。

※受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

登 記 申 請 書

登記の目的 配偶者居住権設定

原 因 令和 2 年 5 月 1 5 日遺贈（注 1）

存 続 期 間 配偶者居住権者の死亡時まで（注 2）

特 約 第三者に居住建物の使用又は収益をさせることができる（注 3）

権 利 者 ○○市○○町○丁目○○番地
法 務 花 子（注 4）

義 務 者 ○○市○○町○丁目○○番地
法 務 一 郎（注 5）

添付情報
登記識別情報（注 6） 登記原因証明情報（注 7） 印鑑証明書（注 8）
承諾証明情報（注 3） 代理権限証明情報（注 9）
登記識別情報を提供することができない理由（注 10）
不通知 失効 失念 管理支障 取引円滑障害 その他（ ）
登記識別情報の通知を希望しません。（注 11）

令和 2 年 6 月 1 0 日申請 ○○ 法 務 局（又は地方法務局）○○支局（又は出張所）

権利者代理人兼遺言執行者 ○○市○○町○丁目○○番地
登 記 五 郎 実印（注 12）
連絡先の電話番号 00-0000-0000（注 13）

課 税 価 格 金 3, 0 0 0, 0 0 0 円（注 14）

登録免許税 金 6, 0 0 0 円（注 15）

不動産の表示（注 16）
不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3（注 17）
所 在 ○○市○○町○丁目○○番地

家屋番号
種類
構造
床面積

○番
居宅
木造かわらぶき2階建
1階 43・00平方メートル
2階 21・34平方メートル

契印 (注 18)

登記原因証明情報の例 ※申請の内容に応じて作成してください。

登記原因証明情報

1 登記申請情報の要項

(1) 登記の目的 配偶者居住権設定

(2) 登記の原因 令和2年5月15日遺贈(注1)

(3) 当事者

権利者(甲) ○○市○○町○丁目○○番地
法務花子(注4)

義務者(乙) ○○市○○町○丁目○○番地
法務一郎(注5)

(4) 不動産の表示(注16)

所在 ○○市○○町○丁目○○番地
家屋番号 ○番
種類 居宅
構造 木造かわらぶき2階建
床面積 1階 43・00平方メートル
2階 21・34平方メートル

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 遺言者法務太郎(住所 ○○市○○町○丁目○○番地)は、令和2年4月15日付け遺言書のとおり、本件建物(上記1の(4)の建物。以下同じ。)について、権利者(甲)に配偶者居住権を遺贈する旨及び遺言執行者を登記五郎(住所 ○○市○○町○丁目○○番地)に指定する旨の遺言をした。

(2) 遺言者法務太郎(住所 同上)は、令和2年5月15日に死亡し、同日、上記(1)の遺言の効力が生じた。

(3) 権利者(甲)は、同日、配偶者居住権を取得した。

なお、本件配偶者居住権については、令和2年6月10日付け承諾書のとおり、義務者(乙)が承諾した、権利者(甲)が第三者に本件建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定めがある。

(4) 権利者(甲)は、遺言者(被相続人)法務太郎(住所 同上)が所有していた本件建物に相続開始の時に居住していた。

(5) 権利者(甲)は、相続開始の時に法律上遺言者(被相続人)法務太郎(住所 同上)と婚姻関係にあった。

令和2年6月10日 ○○法務局(又は地方法務局)○○支局(又は出張所)

登記原因は上記のとおりである。

(権利者)(甲) 住所 ○○市○○町○丁目○○番地
法務花子 印

(遺言執行者) 住所 ○○市○○町○丁目○○番地
登記五郎 印

委任状の例 ※委任の内容に応じて作成してください。

委 任 状

私は、〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 登記五郎に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること
- 2 登記が完了した後に通知される登記識別情報通知書及び登記完了証を受領すること
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請を取下げ、又は補正すること
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和2年6月10日

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

法 務 花 子 印

記

登記の目的	配偶者居住権設定
原 因	令和2年5月15日遺贈
存続期間	配偶者居住権者の死亡時まで
特 約	第三者に居住建物の使用又は収益をさせることができる
権 利 者	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 法 務 花 子
義 務 者	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 法 務 一 郎

不動産の表示	
所 在 地	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
家 屋 番 号	〇 番
種 類	居 宅
構 造	木 造 かわらぶき 2 階 建
床 面 積	1 階 4 3 ・ 0 0 平方メートル
	2 階 2 1 ・ 3 4 平方メートル

＜解説及び注意事項等＞【全様式共通の注意事項はこちら】

◎遺言書に関する注意点

遺言書（公正証書による遺言及び遺言書保管法に基づく遺言書を除く。）については、家庭裁判所の検認済証明書付きのものであることを要します。

- (注1) 遺贈の効力が生じた日（遺言者の死亡の日）を記載します。
- (注2) 存続期間の定めがない場合は、「配偶者居住権者の死亡時まで」と記載します。
存続期間の定めがある場合は、その定めに従い、「年月日から何年（又は年月日から年月日まで）又は配偶者居住権者の死亡時までのうち、いずれか短い期間」と記載します。
- (注3) 権利者が第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定めがある場合は、その定めを記載します。
ただし、この定めを設けるには、義務者の承諾が必要となるため、この定めを設けることについて義務者が承諾したことを証するものとして、義務者が作成し、押印（実印）した承諾書（印鑑証明書（市区町村長が作成したもの。作成後3か月以内のものでなくても差し支えありません。）付き承諾書）を添付する必要があります。
- (注4) 配偶者居住権を取得した配偶者の住所及び氏名を記載します。
- (注5) 建物の所有者の住所及び氏名を記載します（これは、登記記録（登記事項証明書）に記録（記載）されている所有者の表示と一致している必要があります。）。なお、建物の所有者が遺言者（死亡した方）の登記名義のままとなっている場合は、配偶者居住権の設定の登記を申請する前に、相続等による所有権の移転の登記を申請する必要があります。
- (注6) 義務者の登記識別情報（登記識別情報を記載した書面を封筒に入れて提出します。この封筒には、義務者の氏名及び登記の目的（「配偶者居住権設定」）を記載し、登記識別情報を記載した書面が在中する旨を明記します。）を添付します。
- (注7) 登記原因証明情報として、3ページの例による本件登記の申請のために作成した登記原因証明情報のほか、遺言書及びその効力発生の日を証するための遺言者（死亡した方）の死亡の事実の記載のある戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等を添付します。
遺言者（死亡した方）の最後の住所及び氏名が登記記録（登記事項証明書）に記録（記載）されている住所及び氏名と異なる場合や遺言者（死亡した方）の本籍が登記記録（登記事項証明書）に記録（記載）されている住所と異なる場合は、遺言者（死亡した方）が登記記録（登記事項証明書）に記録（記載）されている所有者（登記名義人）であったことが分かる遺言者（死亡した方）の本籍の記載のある住民票の除票又は戸籍の附票の写し等が必要となります。
なお、配偶者居住権の設定の登記の申請の前にされた所有権の移転の登記の登記原因が「相続」、「遺産分割」又は「遺贈」である場合は、これをもって遺言者（死亡した方）の死亡の事実を確認することができるため、遺言書の効力発生の日を証するための遺言者（死亡した方）の死亡の事実の記載のある戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等を添付する必要はありません。
- (注8) 遺言執行者の印鑑証明書（市区町村長等が作成したもの）です。3か月以内に作成されたものを添付します。
- (注9) 登記の申請に関する委任状（代理人の権限を証する情報）です（4ページに例があります。）。

遺言執行者が申請する場合は、遺言執行者として指定されたことを証する遺言書（遺言者（死亡した方）の死亡を証する書面（戸籍謄本等）も必要（遺言者（死亡した方）の死亡を証する書面（戸籍謄本等）が不要な場合について、上記（注7）参照）。登記原因証明情報として添付するものと重複する場合は、重ねて添付する必要はありません。）又は家庭裁判所で選任されたことを証する書面等を添付します。

また、権利者が遺言執行者に登記の申請に関する委任をした委任状を添付します。

(注 10) 登記識別情報を提供することができない場合は、その理由の口にチェックをします。

なお、登記識別情報を提供することができない場合は、登記申請書の添付情報欄には、「登記識別情報」と記載しないでください。

(注 11) 権利者が登記識別情報の通知を希望しない場合は、口にチェックをします。

(注 12) 権利者代理人兼遺言執行者の住所及び氏名を記載し、実印により押印します。この代理人の表示は、委任状に記載されている代理人の表示と一致している必要があります。

(注 13) 登記申請書の記載内容等に補正すべき点（不備等）がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができる電話番号。携帯電話の電話番号でも可）を記載します。

(注 14) 課税標準となる不動産の価額を記載します。課税価格及び登録免許税の計算方法は、「登録免許税の計算 (<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001325692.pdf>)」を参照してください。

(注 15) 登録免許税額を記載します。配偶者居住権の設定の登記の登録免許税は、不動産の価額の1000分の2とされています。ただし、その計算した額が、1,000円未満となる場合は、「1,000円」が登録免許税額となります。

なお、登録免許税を現金納付する場合はその領収書を貼り付けた用紙を、また、収入印紙で納付する場合は収入印紙（割印や消印はしないでください。）を貼り付けた用紙を、登記申請書と一括してつづり、代理人がつづり目に必ず契印をしてください。

(注 16) 登記の申請をする不動産（建物）を登記記録（登記事項証明書）に記録（記載）されているとおりに正確に記載してください。

(注 17) 不動産番号を記載した場合は、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積の記載を省略することができます。

(注 18) 登記申請書が複数枚にわたる場合は、代理人が、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください。